

第2章　函館市の特性

【第2章】 函館市の特性

1 都市特性

(1) 都市構造の骨格パターン

本市の市街地は、函館山山麓から北東部の山岳丘陵地裾野にかけて扇状に広がる平野部と段丘地形、山岳地により形成されています。

この扇状の市街地は、概ね6放射4環状の主要幹線道路が骨格となり、都市構造全体としては、扇形放射状の骨格パターンを形成しています。

(2) 都市拠点機能の立地集積

本市の市街地には、「駅前・大門地区」、「本町・五稜郭地区」、「美原地区」などの商業・業務拠点が存在し、これらを取り囲むように住宅地が形成されています。また、このほか、市街地外縁の幹線道路沿道などにロードサイド型郊外商業サービス施設の立地がみられます。

広域的な交通結節拠点としては、鉄路の玄関口であるJR函館駅、海路の玄関口である函館港があります。これらを基点として東西方向に伸びる放射軸上に、空路の玄関口として函館空港が位置し、道路交通の結節点として函館インターチェンジが配置されており、扇形放射状の都市構造の利点が生かされる状況となっています。

物流・工業系拠点は扇形両翼に各々配置され、また、函館山を核として千代台公園、五稜郭公園、道南四季の杜公園などのシンボル的な公園緑地が展開しています。

(3) 都市空間の特性と動向

本市の都市空間は、北東部から東部にかけての緩やかな丘陵と山並みを背景とし、西に函館湾、東に津軽海峡を臨む水際空間に囲まれ、都市内には亀田川水系など7つの法水系からなる河川が縦走しており、豊かな自然風土を母体として形成されています。

また、幕末期において日本最初の開港場となった由緒をあらわすものとして、函館山山麓地域の異国情緒あふれる町並みや五稜郭、トラピスチヌ修道院など歴史的な名所や景勝地、文化財が随所に分布しています。

一方、市街地は、都市機能の拡散、大規模集客施設の郊外立地、さらには少子高齢化などに伴う人口減少等により、函館駅前・大門地区のみならず本町・五稜郭地区などを



函館山からの眺望

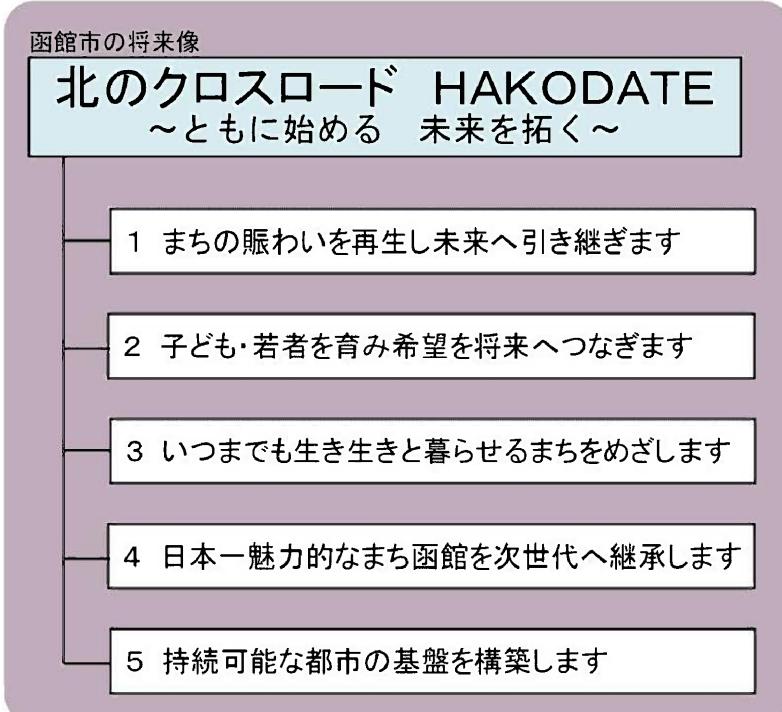
含めた函館市全体の活力が低下傾向にありましたが、北海道新幹線の開業による観光客の増加など交流人口の拡大や、開業を契機とした東北や関東地域などとの連携強化により、開業効果を一過性のものとすることなく、2030（平成42）年度に予定されている新幹線の札幌延伸も見据えた、長期的な視点でのまちづくりを進めていきます。

2 都市の将来像

（1）函館市基本構想における位置づけ

本市のまちづくりの指針である「函館市基本構想(2017～2026)」では、本市の将来像を「北のクロスロード HAKODATE ～ともに始める 未来を拓く～」と定め、その実現に向けて5つの基本目標を掲げています。

基本目標において緑に関しては、「4 日本一魅力的なまち函館を次世代へ継承します」において、魅力ある景観や町並み、市街地の形成に取り組むとともに、魅力の源泉である郷土の歴史を継承し文化の振興を図る取り組み等を通して、日本一魅力的なまち函館を次世代に継承するとしています。実施計画において具体的な事業としては、函館山の遊歩道整備や函館駅前花いっぱい事業等が位置づけられています。また、「5 持続可能な都市の基盤を構築します」として、市民生活の利便性と都市経営との調和を図り、長期的な視点で、社会基盤施設の機能維持や、自然環境の保全などの取り組みを通して、持続可能な都市の基盤を構築するとしています。実施計画において具体的な事業としては、公園施設の長寿命化対策等が位置づけられています。



(2) 函館市都市計画マスタープランにおける位置づけ

「函館市都市計画マスタープラン(2011～2030)」では、まちづくりの目標を次のように設定しています。

まちづくりの目標

- 1 歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり
- 2 快適・安全なまちづくり
- 3 市街地と農漁村地域が共生するまちづくり
- 4 美しくうるおいあふれるまちづくり
- 5 経済活動を支えるまちづくり

まちづくりの目標で緑に関しては、「2 快適・安全なまちづくり」において、誰もが快適な暮らしを送ることができるよう、身近な都市基盤である街区公園などの整備を進めることとしています。

また、「4 美しくうるおいあふれるまちづくり」において、うるおいのある都市空間が形成されるよう、公園や緑地、水辺空間の整備を推進するほか、民間施設・公共施設の敷地や公共用地などを活用し市街地における緑化を図ることとしています。

函館市総合計画(2017～2026)について

函館市総合計画(2017～2026)は、2011(平成23)年度から施行された「函館市自治基本条例」に基づき策定した計画です。

函館市総合計画は、基本構想と実施計画で構成され、基本構想では、めざすべきまちの将来像と、その実現に向けた基本的な考え方や目標などを示しています。

函館市のめざすべき将来像は、函館の地理的特性である、陸・海・空で本州と北海道を結ぶ「北の玄関口」であることや、「北」の力強さ、北海道の中核都市であるというイメージと合わせて、「北のクロスロード HAKODATE ～ともに始める 未来を拓く～」としており、「函館に住むすべての人が、このまちに誇りと愛情を持ち、まちの未来のために自らが行動するとともに、国内外から様々な人が集い、絆を結び、お互いに力をあわせともに歩むまちでありたい」という共通の願いが込められています。

函館市基本構想(2017～2026)

1 重点プロジェクト

将来像の実現に向け、優先的・重点的に取り組むべきプロジェクトについては、本市の課題を克服するための「経済再生」と優位性をさらに高めるための「魅力向上」としています。

「経済再生プロジェクト」

北海道新幹線開業を契機とした、新たな広域観光圏・経済圏を構築し、交流人口

の拡大や、国内外への販路拡大のほか、学術研究機関の集積や交通の要衝である優位性を活かした、企業誘致や新産業の創出などに取り組み、地域経済の活性化を図ります。

「魅力向上プロジェクト」

本市の強みである都市としてのブランド力をさらに強固なものとするため、既存の地域資源に磨きをかけ、新たな魅力を発掘・創出するとともに、こうした魅力を市民生活や歴史的・文化的背景により体系づけ、発信することにより、多面的な魅力を持つ新たな資源に進化させる取り組みを進めます。

2 基本目標と施策の体系

将来像の実現に向け5つの基本目標に20の施策を掲げ、体系的にまちづくりに取り組みます。

(1) まちの賑わいを再生し未来へ引き継ぎます 交流人口を拡大し、その経済効果を各産業へ波及させるとともに、地場産業の強化や地場産品の利用促進・高付加価値化に取り組みます。また、産学官金連携による地域産業の活性化や高等教育機関が持つ教育・研究機能をさらに充実します。	①観光・コンベンションの振興 ②農林水産業の振興 ③商工業の振興 ④新産業の創出と企業立地の促進 ⑤学術研究機能の充実
(2) 子ども・若者を育み希望を将来へつなぎます 地域社会全体で安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するとともに、子どもや若者が確かな学力を身につけ、創造性豊かで心身ともにたくましく生きる教育環境を整備するほか、若者への支援に努めます。	⑥子ども・子育て支援の充実 ⑦学校教育・高等教育の充実 ⑧若者への支援の充実
(3) いつまでも生き生きと暮らせるまちをめざします 市民一人ひとりがともに支えあうことができる地域コミュニティの形成や安定した雇用の維持・創出に取り組むとともに、市民が健康で生きがいをもって暮らせるまちとなるよう努めます。	⑨暮らしを支える福祉の充実 ⑩生きがいづくり・健康づくりの推進 ⑪安全に暮らせる生活生活の確保 ⑫安定した雇用の維持・創出
(4) 日本一魅力的なまち函館を次世代へ継承します 魅力ある景観や町並み、市街地を形成するとともに、魅力の源泉である郷土の歴史を継承し文化の振興を図るほか、国内外の交流により、こうした函館の魅力を内外に発信するほか、陸・海・空の交通網をさらに充実します。	⑬魅力ある景観・町並み・市街地の形成 ⑭文化芸術の振興と歴史の継承 ⑮国際化と地域間交流の推進 ⑯陸・海・空の交通網の充実
(5) 持続可能な都市の基盤を構築します 人口減少が進むなか、市民生活の利便性と都市経営との調和を図り、長期的な視点で、社会基盤施設の機能維持、公共交通の再編、自然環境の保全などに取り組むとともに、防災対策を充実します。	⑰社会基盤施設の機能維持 ⑱公共交通の再編 ⑲防災対策の充実 ⑳環境保全の推進

第3章 緑の現況と課題

【第3章】 緑の現況と課題

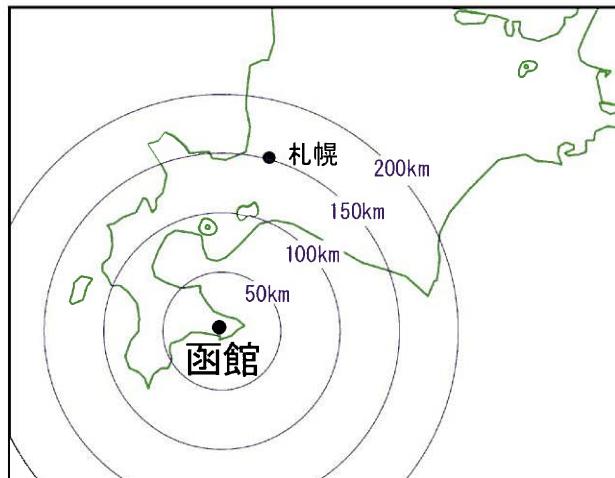
1 都市概況

(1) 広域的位置

本市は、北海道の南西部、渡島半島の南東部に位置し、太平洋・津軽海峡に面する都市です。道都札幌市とは150km圏にあり、首都東京とは700km圏にあります。

(2) 合併の経過と市域面積

市域は1922(大正11)年の市制施行以降、市町村合併により順次拡大し、1939(昭和14)年に湯川町、1966(昭和41)年に銭亀沢村、1973(昭和48)年に亀田市と合併しました。2004(平成16)年に、戸井町、恵山町、樅法華村、南茅部町を編入し、現在に至っております。2017(平成29)年10月1日現在の市域面積は約677.86km²となっています。



広域的位置

年月日	合併区域	合併面積(km ²)
大正11年 8月1日	(市制施行時)	(19.05)
昭和14年 4月1日	湯川町を編入	200.54
昭和41年12月1日	銭亀沢村を編入	35.78
昭和48年12月1日	亀田市を編入	92.07
平成16年12月1日	戸井町、恵山町、樅法華村、南茅部町を編入	330.66

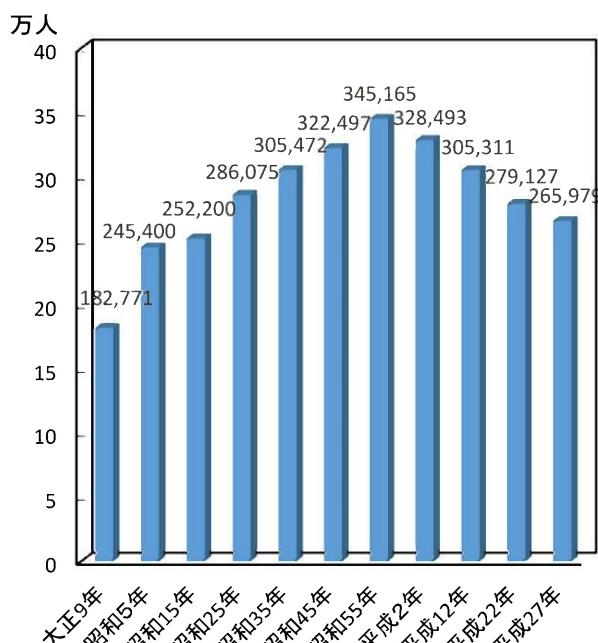
市域の変遷と面積

(3) 人口推移

国勢調査による人口は、戦後増加し続けていましたが、1980(昭和55)年の約34.5万人をピークに減少に転じ、2015(平成27)年には約26.6万人となっています。

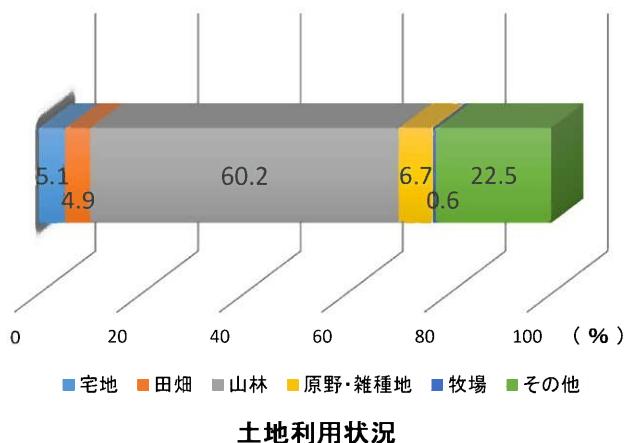
(4) 都市計画区分

函館市の行政区域約677.87km²のうち、都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある都市計画区域は2014(平成26)年10月時点で約143.18km²が決定されており、そのうち約47.88km²が計画的に市街化を図る市街化区域となっています。



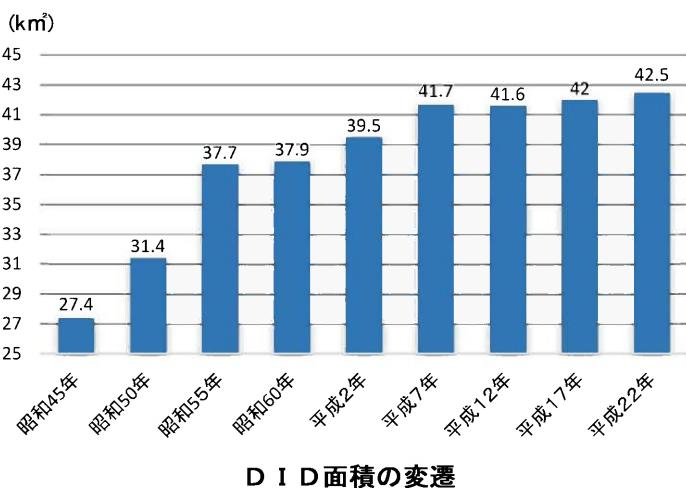
(5) 土地利用

函館市の行政区域を地目別にみると、「山林」が60.2%、「原野・雑種地」が6.7%、「宅地」が5.1%、「田畠」が4.9%、「牧場」が0.6%、「その他」が22.5%となっています。(2015(平成27)年度現在)



(6) 市街地の変遷

人口集中地区(D I D)は、1970(昭和45)年(線引き当時)27.40km²であったものが、1995(平成7)年には41.70km²となり、それ以降、ほぼ横ばいで推移しており、2010(平成22)年では42.50km²となっています。



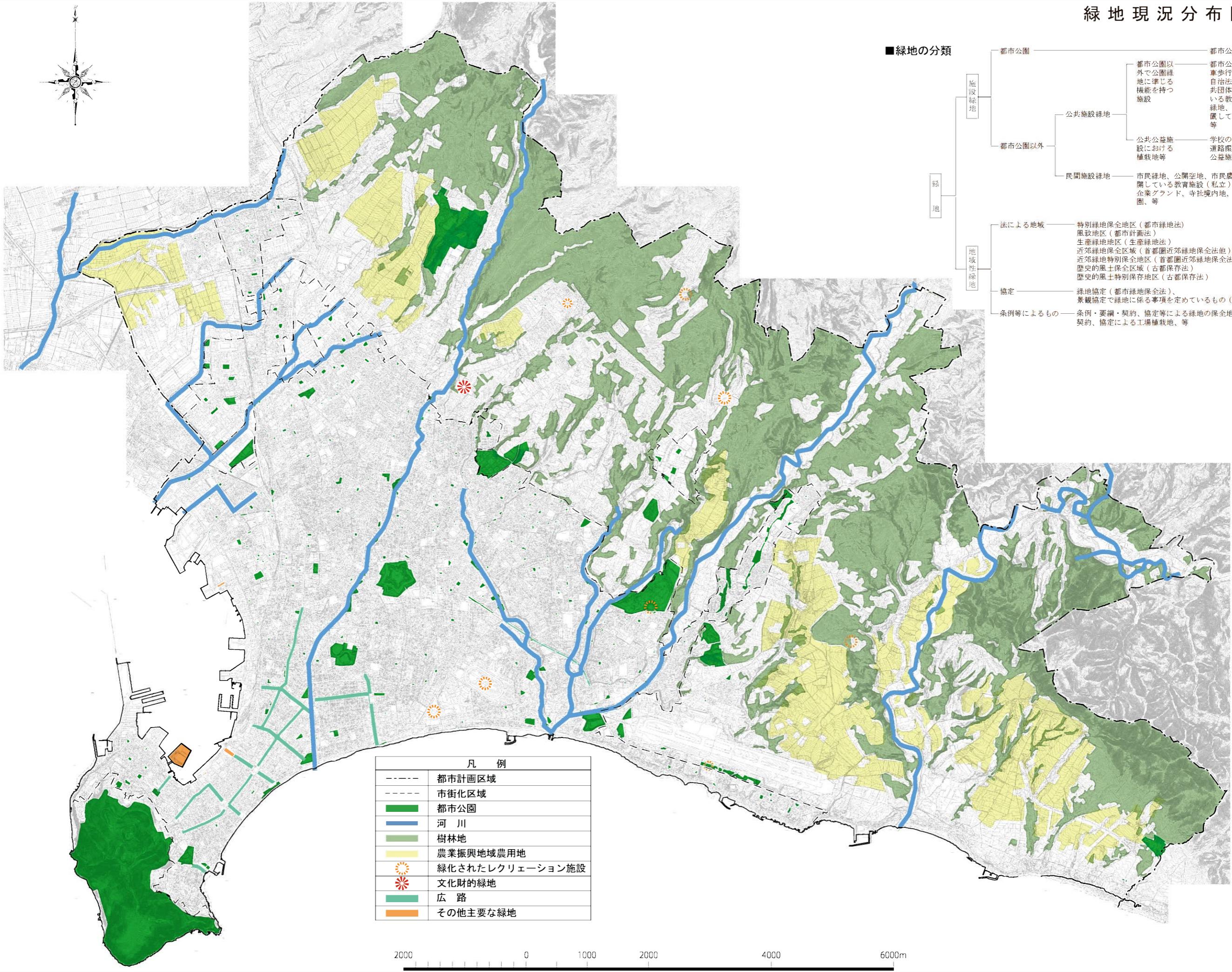
2 緑に関する概況

(1) 本市の緑の現況量

平成29年3月31日現在

緑地	施設緑地	都市公園	都市計画区域		市街化区域		摘要	
			箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)		
緑地	施設緑地	都市公園	街区公園	106	23.26	105	22.95	
			近隣公園	9	17.61	9	17.61	
			地区公園	1	6.41	0	0.00	
			総合公園	3	67.26	2	50.90	
			運動公園	2	21.69	2	21.69	
			墓園	1	8.17	0	0.00	
			広域公園	1	65.10	0	0.00	
			都市緑地	25	350.91	24	23.91	
			小計	377	617.42	357	172.55	
			小計	377	617.42	357	172.55	
公共施設緑地	施設緑地	都市公園以外	街区公園	217	9.61	209	8.89	
			歴史公園	1	25.20	1	25.20	
			その他公園	4	1.34	3	1.03	
			都市緑地	5	7.32	2	0.37	
			総合公園	2	13.54	0	0.00	
			小計	377	617.42	357	172.55	
			児童遊園	38	4.81	36	4.76	
			植物園	1	1.35	1	1.35	
			ダム広場、ダム公園、水元	3	4.54	1	0.60	
			広場等	22	4.98	22	4.98	
港湾・空港緑地	施設緑地	港湾・空港緑地	市営住宅(緑被)	2	2.30	2	2.30	
			港湾緑地	5	8.81	5	8.81	
			空港緑地	1	125.67	0	0.00	
			公共管理の運動場・グラウンド・レクリエーション施設	11	12.18	8	7.24	
			市民農園・老人菜園	4	6.40	0	0.00	
			広幅員道路	15	12.66	15	12.66	
			都市計画道路	92	36.57	90	34.13	
			観光及び市民生活緑地	17	1.72	16	1.68	
			市関係施設	4	0.46	4	0.46	
公益文化施設	施設緑地	公益文化施設	福祉施設	11	2.47	9	2.12	
			社会教育施設	24	2.17	24	2.17	
			供給処理施設	2	0.16	1	0.07	
			医療施設	1	1.98	1	1.98	
			大学、短大、専修学校等	4	23.09	4	23.09	
			高等学校	6	11.45	5	9.26	
			中学校	23	13.35	19	11.27	
			小学校	37	19.82	34	15.74	
公共教育施設	施設緑地	公共教育施設	養護学校等	5	3.21	4	1.79	
			児童館	25	0.76	24	0.61	
			保育園	30	0.92	28	0.87	
			公共幼稚園	2	0.59	2	0.59	
			認定こども園	21	0.80	19	0.73	
			河川緑地	4	9.48	4	9.48	
			河川広場	2	3.57	2	3.57	
			小計	412	316.27	380	162.31	
			緑化されたレクリエーション施設	7	355.49	3	37.40	
民間施設緑地	施設緑地	民間施設緑地	教会	26	50.57	25	2.28	
			寺院	80	7.32	68	4.37	
			神社	6	8.74	4	2.21	
			大学、短大、専修学校等	4	3.24	4	3.24	
			高等学校	8	8.27	8	8.27	
			中学校	2	0.00	2	0.00	
			小学校	1	0.29	1	0.29	
			小計	134	433.92	115	58.06	
			施設緑地の重複		49.39		48.04	
			施設緑地 計	923	1,318.22	852	344.88	
地域制緑地	施設緑地	地域制緑地	河川区域	15	37.10	12	4.84	
			保安林区域	4	480.41	2	1.94	
			地域森林計画対象民有林	1	3,667.14	1	4.71	
			農振地域農用地区域	1	1,501.91	0	0.00	
			史跡	8	28.89	7	26.74	
			環境緑地保護地区	2	5.17	1	2.97	
			自然景観保護地区	1	332.96	0	0.00	
			鳥獣保護区	2	862.00	0	0.00	
			地域制緑地の重複		1,322.93		2.01	
			地域制緑地 計	34	5,592.65	23	39.19	
(A) 施設緑地	(A) 施設緑地	(A) 施設緑地	都市公園 小計	377	617.42	357	172.55	
			公共施設緑地 小計	412	316.27	380	162.31	
			民間施設緑地 小計	134	433.92	115	58.06	
			施設緑地の重複		49.39		48.04	
			(A) 施設緑地 計	923	1,318.22	852	344.88	
			地域制緑地(法によるもの+条例) 小計	34	6,915.58	23	41.20	
			地域制緑地の重複		1,322.93		2.01	
			(B) 地域制緑地 計	34	5,592.65	23	39.19	
			(C) 施設緑地と地域制緑地の重複		358.06		31.06	
			緑地現況量 総計(A)+(B)-(C)		6,552.81		353.01	

緑地現況分布図



(2) 本市の代表的な緑

① 主要な自然系の緑

名 称	内 容		
i) 函館山緑地	<p>函館山は、火山活動や地殻変動により出現し、海流による漂砂で亀田半島と結ばれ陸繫島となりました。標高約334m、周囲約9kmとなっており、別名「臥牛山」と呼ばれています。1897(明治30)年代から太平洋戦争終結までの約半世紀の間、要塞として利用され、一般市民の立ち入りが禁止されていたことから、自然是良好に保たれており、約600種の植物と約150種の野鳥が分布・生息する自然の宝庫となっています。歴史的な背景により保全された函館山は、2001(平成13)年に「函館山と砲台跡」の名称で北海道遺産に選定されました。</p> <p>また、函館山は第2回自然環境基礎調査(環境省)において「特定植物群落」に選定、北海道自然環境指針(北海道)に基づく「優れた自然地区」に位置づけられ、さらに「鳥獣保護区特別地区」に指定されています。</p> <p>1946(昭和21)年、一般市民に開放され、1948(昭和23)年に「函館山緑地」として大部分が都市計画決定されて以降は、市民の憩いの場、レクリエーションの場として広く親しまれ活用されています。</p>		
ii) トラピスチヌ修道院周辺	<p>トラピスチヌは、日本で最初の女子修道院であり、1898(明治31)年に創設されました。その周辺は、シラカバ、スギなどの人工林とミズナラなどの自然林、採草地が分布する良好な緑地であり、隣接する「市民の森」とも一体性を有しています。</p>		
iii) 北海道自然環境等保全条例に基づく保護地区	環境 緑地 保 護 地 区	亀田松並木	国道5号のアカマツ並木は1876(明治9)年～1877(明治10)年に植栽され、本市の道路緑化を代表する事例として重要であるとともに、植物学上も非常に貴重なものとなっており、1972(昭和47)年3月25日に指定されました。
	陣川樹林地		新興住宅地内にあって良好な樹林地として、1973(昭和48)年3月30日に指定されました。
	自然 景 觀 保 護 地 区	笹流水源かん養林	北海道の中でも歴史のある上水道ダム周辺のかん養林(スギ林)とイタヤカエデ、イチイなどの人工林が分布する良好な緑地であり、1973(昭和48)年3月30日に指定されました。
	袴腰水源かん養林		袴腰岳山腹の横津湿原と周辺の亜高山性自然林や自然草原と一体となった良好な緑地であり、1973(昭和48)年3月30日に指定されました。
iv) 後背樹林地	<p>本市の北東部から東央部の丘陵山岳地には、保安林や地域森林計画対象民有林に指定されている緑豊かな樹林が広がっています。これらの緑は、函館山山頂からの眺めを際立たせる豊かな後背緑地となっています。</p> <p>また、これら後背樹林地には多種・多様な野生動物の生息もみられ、良好な自然生態系を形成しています。</p>		
v) 自然公園	<p>本市の東部地区には、恵山道立自然公園があり、多様な高山植物やツツジなどが楽しめる活火山恵山や、汐首岬・日浦岬などの柱状節理が見られる美しい海岸線などで構成されており、1961(昭和36)年6月1日に指定されました。</p>		
vi) 森林	<p>東部地区の大部分を占める森林は、水源のかん養や山地災害の防止のほか、多様な野生生物も生息しており、生物多様性の保全といった役割も担っています。</p>		
vii) 農用地	<p>市街地の北部から東部にかけての緩やかな傾斜地には、牧草地や畠地が広がっており、牧草や馬鈴しょ、大根、人参などが栽培されています。</p>		

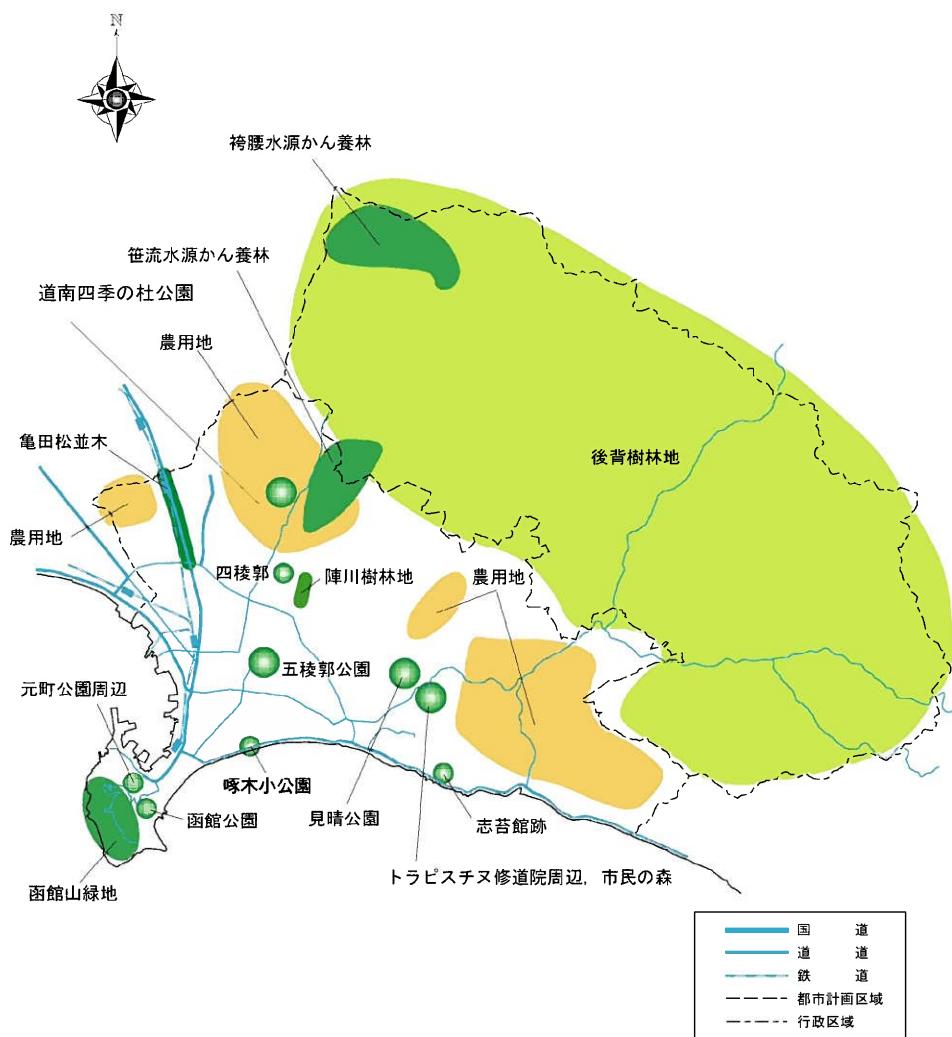
② 主要な人文系の緑

名 称	内 容	
i) 函館公園	1879(明治12)年に開園した函館公園は、市民の自主的な参加により整備された和洋折衷の公園です。近代日本における都市公園整備の先駆けとしても意義深い公園であり、園内には、明治初期に建てられた博物館建物をはじめ、石川啄木の歌碑や、小さいながら遊園地や動物園も存在します。2006(平成18)年には、文化財保護法に基づく登録記念物「函館公園」に指定されました。	
ii) 見晴公園	見晴公園は、素封家岩船峯次郎が1895(明治28)年頃から約30年間にわたり造成した風景式庭園であり、1927(昭和2)年に都市公園として開設されました。天恵の起伏と沢地を活かした雄大な景観を呈しており、特に春の桜、秋の紅葉の時期には、多くの市民が訪れる憩いの場となっています。2001(平成13)年には、「旧岩船氏庭園(香雪園)」の名称で、文化財保護法に基づく北海道唯一の名勝庭園に指定されました。	
iii) 市民の森	市域北東部の丘陵地に位置する市民の森は、本市有数の風致環境を有するトラピスチヌ修道院に隣接する総合公園です。1976(昭和51)年の都市計画決定1996(平成8)年に区域を一部変更)以来、シラカバ、スギ等の人工林やミズナラの自然林を活かした樹林地の保全や広場、遊具などの整備を実施しました。道内最大級のアジサイ園があり、約1万3千本のアジサイが植えられています。	
iv) 五稜郭公園	1864(元治元)年竣工の五稜郭は、徳川幕府が開港場・箱館の防備強化と蝦夷地開拓を目的として築造した洋式の城塞です。箱館戦争の終結後は、長く陸軍省の練兵場などとして使用されていましたが、1914(大正3)年に公園として一般に開放され、1922(大正11)年には国の史跡に指定されました。1952(昭和27)年には北海道唯一の国の特別史跡に指定され、現在では桜の名所、市民の憩いの場として優れたオープンスペースとなっているほか、2010(平成22)年には箱館奉行所が復元され、堀と石垣を有する名所・旧跡として本市の主要観光資源ともなっています。	
v) 史跡の緑	四稜郭	1934(昭和9)年に国の史跡指定を受けた四稜郭は、1869(明治2)年、旧幕府脱走軍が、五稜郭北方面の防備を固めるために築造した洋式の堡壘です。蝶が羽を広げたような四稜の突角があることから、四稜郭と呼称されています。1990(平成2)年には史跡整備が図られ、歴史性に富んだオープンスペースとなっています。
	志苔館跡	志苔館は、室町時代中期ごろ北海道に渡來した小豪族が居住した記録がある砦状の館です。1934(昭和9)年に国の史跡指定を受けた後、1987(昭和62)年には史跡整備が図られ、歴史性に富んだオープンスペースとなっています。
vi) 元町公園周辺	元町公園は、江戸時代以降、箱館奉行所や開拓使などがおかれ、古くから北海道・道南の行政の中心であった場所です。園内には1909(明治42)年建築の旧北海道庁函館支庁庁舎があり、現在では観光案内所として使用されています。1982(昭和57)年に開園し、2006(平成18)年には拡張整備を実施しました。また、元町公園周辺には、旧函館区公会堂や旧イギリス領事館などの洋風建築物が多くみられ、外交文化の名残多い町並みが形成されています。	
vii) 啄木小公園	明治末期の短期間、函館に居住した流浪の歌人 石川啄木の座像が函館山を背にして置かれています。1958(昭和33)年開園、1977(昭和52)年国道拡幅により移設され、2005(平成17)年にはバリアフリー化整備を実施しました。	
viii) 道南四季の杜公園	四季の杜公園は、2003(平成15)年に一部開園し、2005(平成17)年に全面オープンした道南初の道立公園です。その面積は65.1haあり、津軽海峡を見晴らす丘にはヒースの花壇が広がっています。	

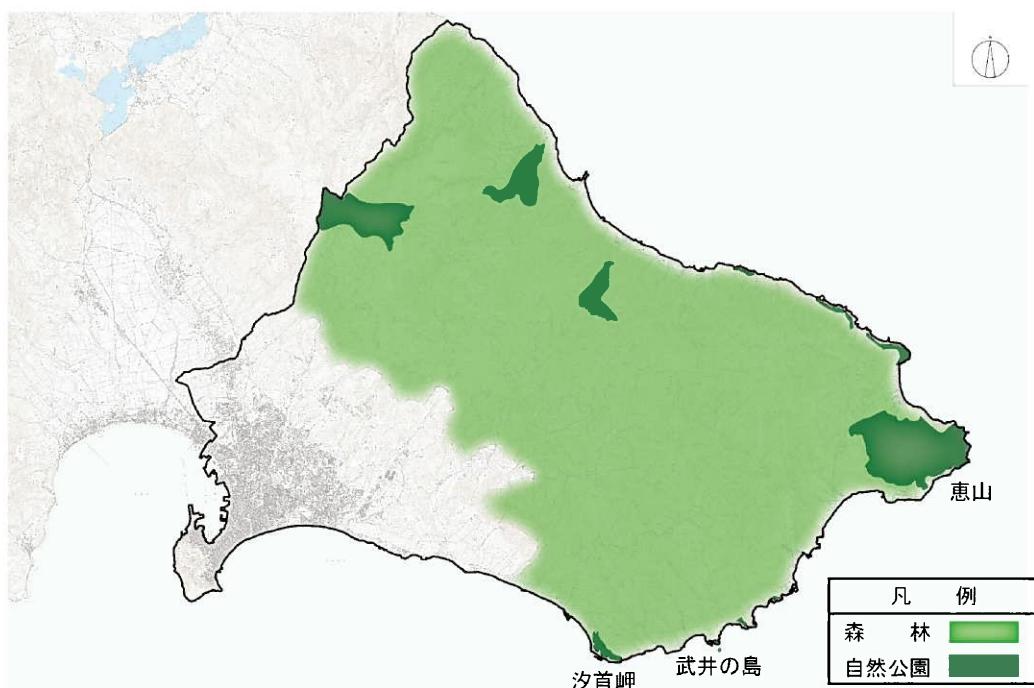
これら主要な緑の位置を次に示します。

代表的な緑の位置

■市街地周辺



■郊外部分



3 前計画の目標達成状況

前計画での目標達成状況と達成状況から抽出される課題は以下のとおりです。

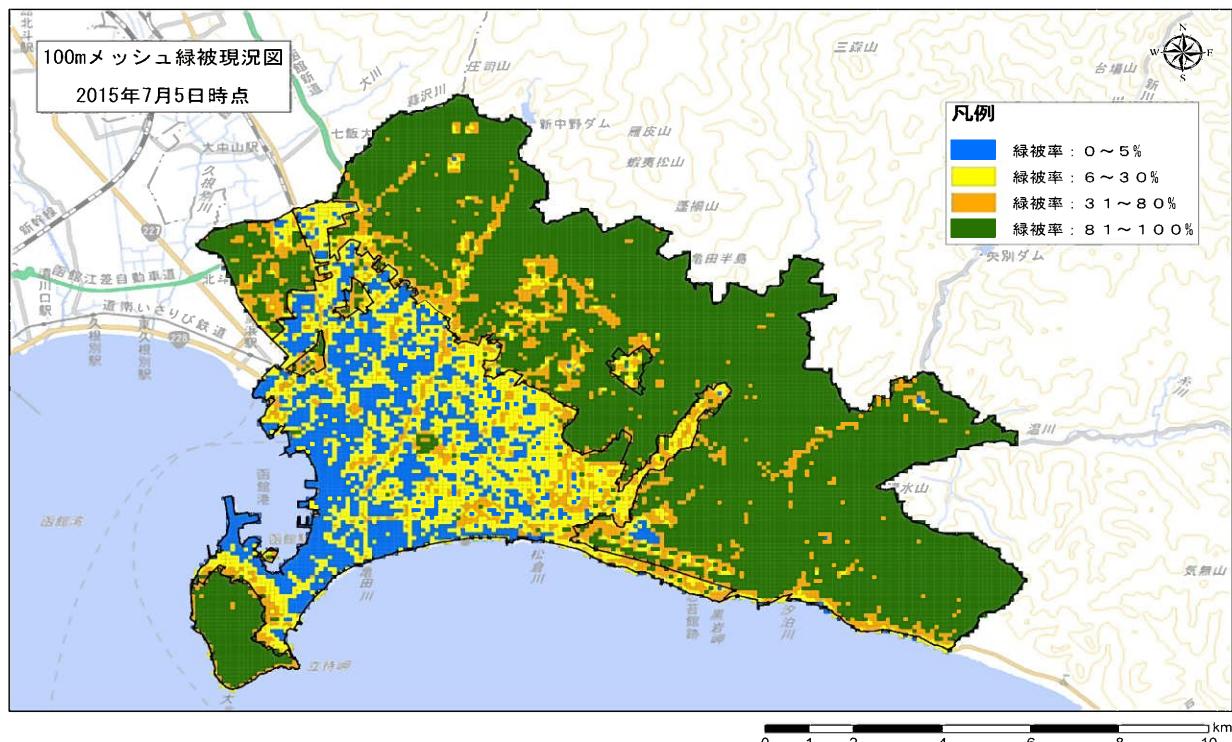
(1) 緑を次代に引き継ぐ

前計画策定当時は、都市化の進展により、緑が減少傾向で推移（1986(昭和61)年 65.3%から1999(平成11)年 61.7%）していたことから、「緑」を次代の函館市民へと引き継いでいくために、市民、事業者、行政が協働して、保全や一層の緑化の推進に向けた多様な取り組みを展開していくこととしていました。その結果、緑で覆われた部分の面積割合を示す緑被率は、下表のとおり、計画策定当時に比べて増加している状況（2015(平成27)年 67.0%）となっています。今後も、前計画期間で増加した緑被率を維持していく必要があります。

緑被率の推移

区分	市街化区域	調整区域	都市計画区域
1986(昭和61)年3月時点			
区域面積(ha)	4,652	9,632	14,284
緑被面積(ha)	1,296.5	8,034.6	9,331.1
緑被率(%)	27.9	83.4	65.3
1999(平成11)年6月時点			
区域面積(ha)	4,652	9,632	14,284
緑被面積(ha)	832.7	7,986.7	3,819.4
緑被率(%)	17.9	82.9	61.7
2015(平成27)年7月時点			
区域面積(ha)	4,986	9,439	14,425
緑被面積(ha)	1,025.8	8,643.7	9,669.5
緑被率(%)	20.6	91.6	67.0

↓
減少
↓
増加

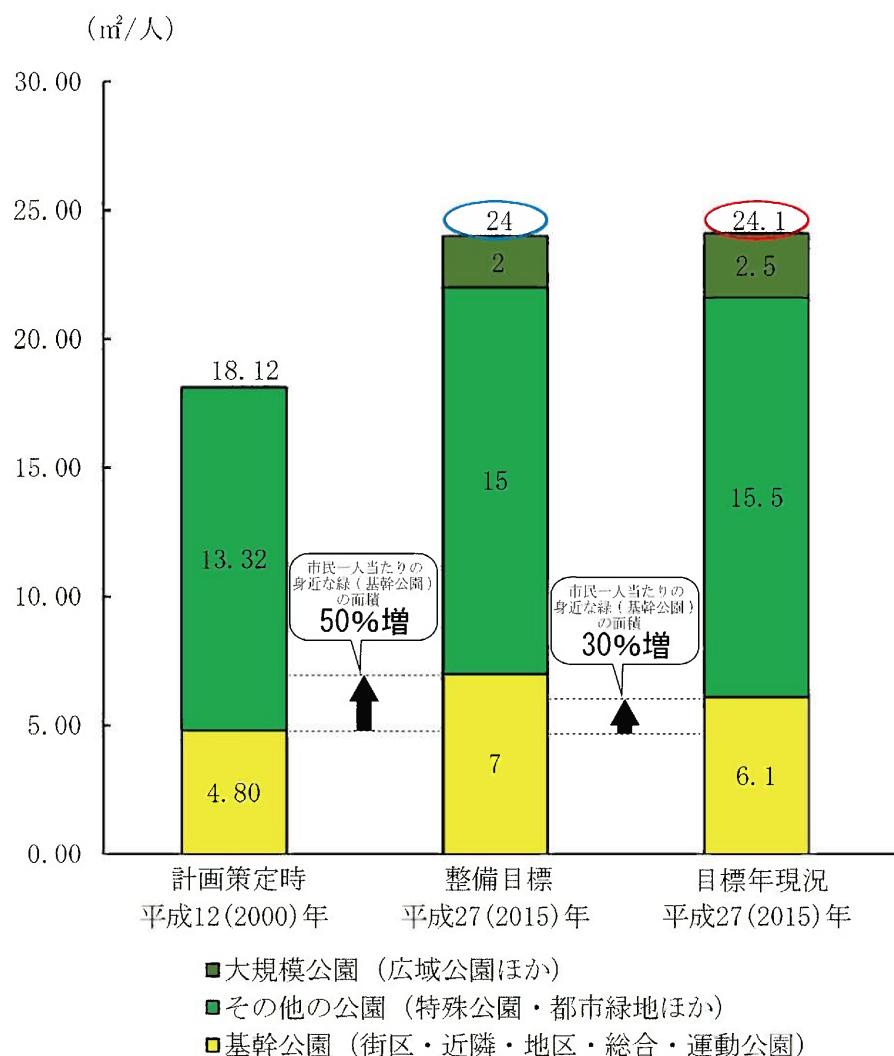


(2) 身近な緑を増やす

公園の緑については、前計画策定当時において、計画の最終年次までに、身近な緑である「基幹公園」の面積を市民一人当たり50%増加することを目指していましたが、結果、以下のとおり、30%程度の増加となっており、目標を達成できていない状況です。

しかし、都市公園等の面積で比較すると、一人当たり公園面積については、目標とする24m²に対し、24.1m²を確保しており、目標を達成している状況となっています。

今後は、人口減少も相まって、一人あたりの公園面積は増加していくことが予想されますが、現在の公園面積を維持するよう努める必要があります。



公園種別	計画策定期		整備目標		目標年現況	
	面積(ha)	一人当たり公園面積(m ² /人)	面積(ha)	一人当たり公園面積(m ² /人)	面積(ha)	一人当たり公園面積(m ² /人)
基幹公園（街区・近隣・地区・総合・運動公園）	138.27	4.80	200	7	155.38	6.1
その他の公園（特殊公園・都市緑地ほか）	383.16	13.32	420	15	393.59	15.5
大規模公園（広域公園）	0.00	0.00	65	2	65.1	2.5
合計	521.43	18.12	685	24	614.07	24.1

※一人あたり公園面積算出時の人口は、計画策定期・整備目標 287,800人、目標年現況 254,300人で算出している。

(3) 今ある緑を再生する

前計画策定当時、開設年次の古い公園は老朽化の進行やバリアフリー化などの整備が遅れていたため、利用度の低下を招いていたことから、市民に愛され親しまれる空間としての再生を図ることを目的として、大規模な公園の再整備に取り組むほか、災害発生時の安全確保や福祉・高齢社会への的確な対応を期すため、入口段差の解消などバリアフリー化に取り組むこととしていました。再整備は下表の公園を対象としており、いずれも完了しています。

再整備対象公園

公園名	整備期間	整備内容（主要なもの）
函館公園	2002(平成14)年 ～2009(平成21)年	バリアフリー園路、身障者駐車場、入口段差解消、施設再整備ほか
見晴公園	2002(平成14)年 ～2009(平成21)年	バリアフリー園路、身障者駐車場、入口段差解消、施設再整備ほか
五稜郭公園	2005(平成17)年 ～2010(平成22)年	バリアフリー園路、入口段差解消、施設再整備ほか

今後は、高度経済成長期以降に整備された老朽化施設の長寿命化計画に基づく更新や、施設の維持・管理を計画的に行いライフサイクルコストの縮減を図り、また、健康志向の高まりに応じた幅広い年齢層が利用できる健康器具の設置など、多様なニーズに対応した公園を整備する必要があります。

リニューアル整備

前計画では、開設年次の古い公園の再整備等を実施することとしており、緑の基本計画に記載した整備方針に基づき公園ごとの整備基本計画を策定しました。各公園では、整備基本計画に沿った施設の更新やバリアフリー化が進められました。

○函館公園

1879(明治12)年11月に開園した函館公園は、住民の自主的な参加により造成された公園として、我が国都市公園史上からも特筆される公園である。当公園については、歴史ある公園の意匠を踏襲しつつ、バリアフリー対応を含めて、総合的な再整備を行う。

(前計画より抜粋)

歴史を踏まえた公園意匠の踏襲

路面にひび割れが発生していた白川橋の補修を実施しました。



動物施設の改修

動物施設のリニューアルや移動ルートのバリアフリー化を実施しました。



○見晴公園

見晴公園は、純日本式庭園として本市の代表する公園のひとつである。当公園は、造成以来90年以上もの年月を経過しており、施設の老朽化が著しいことから、歴史ある公園の意匠を踏襲しつつバリアフリー対応を含めて、総合的な再整備を行う。(前計画より抜粋)

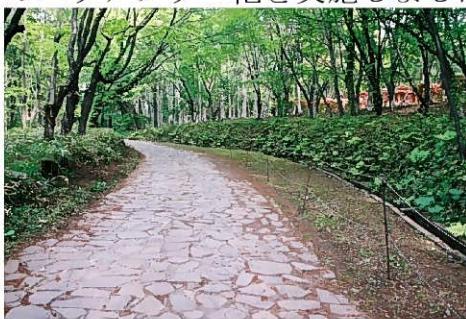
歴史を踏まえた公園意匠の踏襲

古写真を基に、施設の復元整備を実施しました。



バリアフリー対応

園路のバリアフリー化を実施しました。



(古写真是、いずれも函館市中央図書館所蔵)

4 緑の現況と課題

(1) 良好的な自然環境保全に向けた現況と課題

・生態系に配慮した緑のネットワーク化

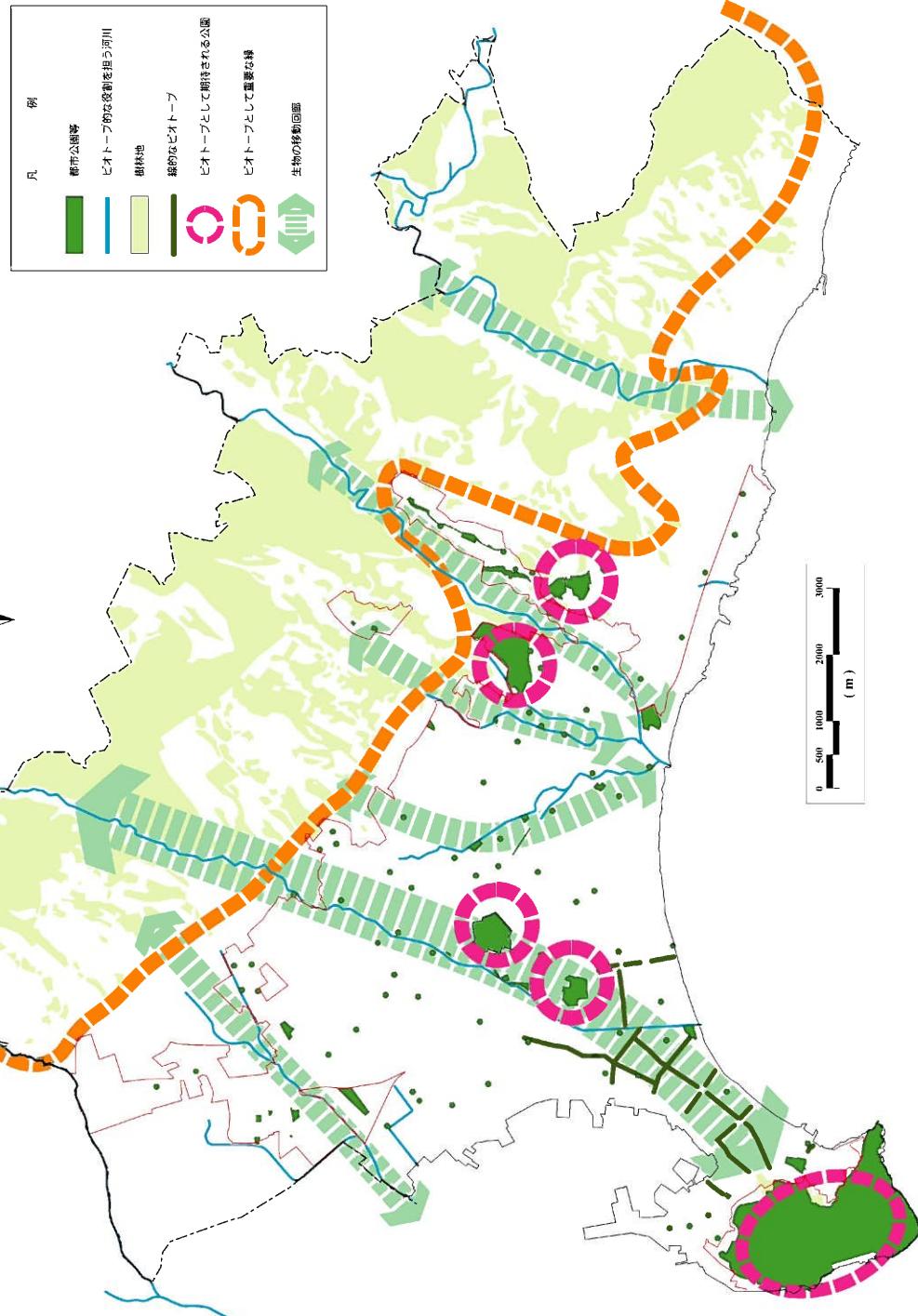
様々な野生生物が生息する良好な自然環境（ビオトープ）は、大気を浄化し冷涼な空気を供給する源として、また身近な自然とのふれあいの場として、市民にうるおいと安らぎをあたえる快適な空間です。ビオトープ空間については、小動物等の移動距離などを考慮すると、500mから1,000mおきに拠点となる緑を配置し、これを有機的に連結することで、その機能が格段に高まるとしています。

一方、本市において、ビオトープ的機能が見込める緑については下表のとおりであり、これらの緑について、人と自然との共生に着目した緑のネットワーク化が求められています。

■ビオトープ的機能が見込める主な緑

緑地名	緑地の特性
函館山	・函館山緑地は、かつて要塞として使用され、一般の人々の入山が規制されていたことから、良好な自然環境が残されており、約600種の植物と約150種の野鳥がみられるなど、すぐれた自然を有しているとともに、二酸化炭素や窒素酸化物などを吸収する作用をもたらすなど、冷涼な空気の供給源ともなっています。
山岳地	・市域北部から東部に広がる山岳地の奥地には、ヒグマ、キツネなどの生息が確認され、市街地に近接する地区でも多くの小動物が生息していることから、重要な自然環境緑地として位置づけられます。また、亀田川上流部の山岳地内は、鳥獣保護区として指定されており、野鳥などの生息地としても機能しています。これらの山岳地は、二酸化炭素や窒素酸化物などを吸収する作用をもたらすほか、冷涼な空気の供給源となります。
緑豊かな公園	・市街地内に存する函館公園、見晴公園等の都市公園は良好な緑を有しており、これらは昆虫や小動物の生息空間として機能が見込めることから、市街地内の生物生息地や回廊の休憩地として位置づけられます。また、人にとっても市街地内における緑のオアシス的役割を担い、利用者に憩いとうるおいを与えてています。
水辺の緑	・本市の市街地は西に函館湾、東に津軽海峡を臨む水際空間に囲まれ、市域内には山岳地を水源とする河川が流れています。特に、市街地内を流れる亀田川、松倉川、汐泊川、常盤川などの主要な河川およびその周辺に存する河畔林は、緑の骨格を形成するうえで、基軸として位置づけられ、動物の移動の回廊として重要であり、二酸化炭素の吸収などの多様な効果も期待できます。
線的な緑	・大火の復興事業により設置された広路は、古くから発展してきた西部地区および中央部地区に分布しています。広路の植樹帯は、本市独自の景観を醸し出しているほか、防火帯、公園などの多様な機能を有しており、緑の軸としてとらえることができます。 ・国道、道道を中心とした幹線道路は、緑化された中央分離帯や植樹帯により緑の軸が形成されており、河川や広路の中央植樹帯を補完する緑の枝軸としてとらえることができます。

ビオトープネットワークの現況



(2) 多様なレクリエーション活動の場に向けた現況と課題

・福祉・高齢化社会に対応した公園整備

本市における地区別の高齢者割合をみると、西部地区など古くから市街化が進展していた地区において、特に高齢者割合が高い状況を示しています。

平均寿命の伸長と出生率の低下により、高齢化が確実に進行している今日、高齢者が健康で生きがいをもち、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を創出することは、今後ますます重要となることから、これら高齢者割合の高い地区においては、高齢者層の利用を十分に考慮した公園機能の更新などを検討する必要があります。

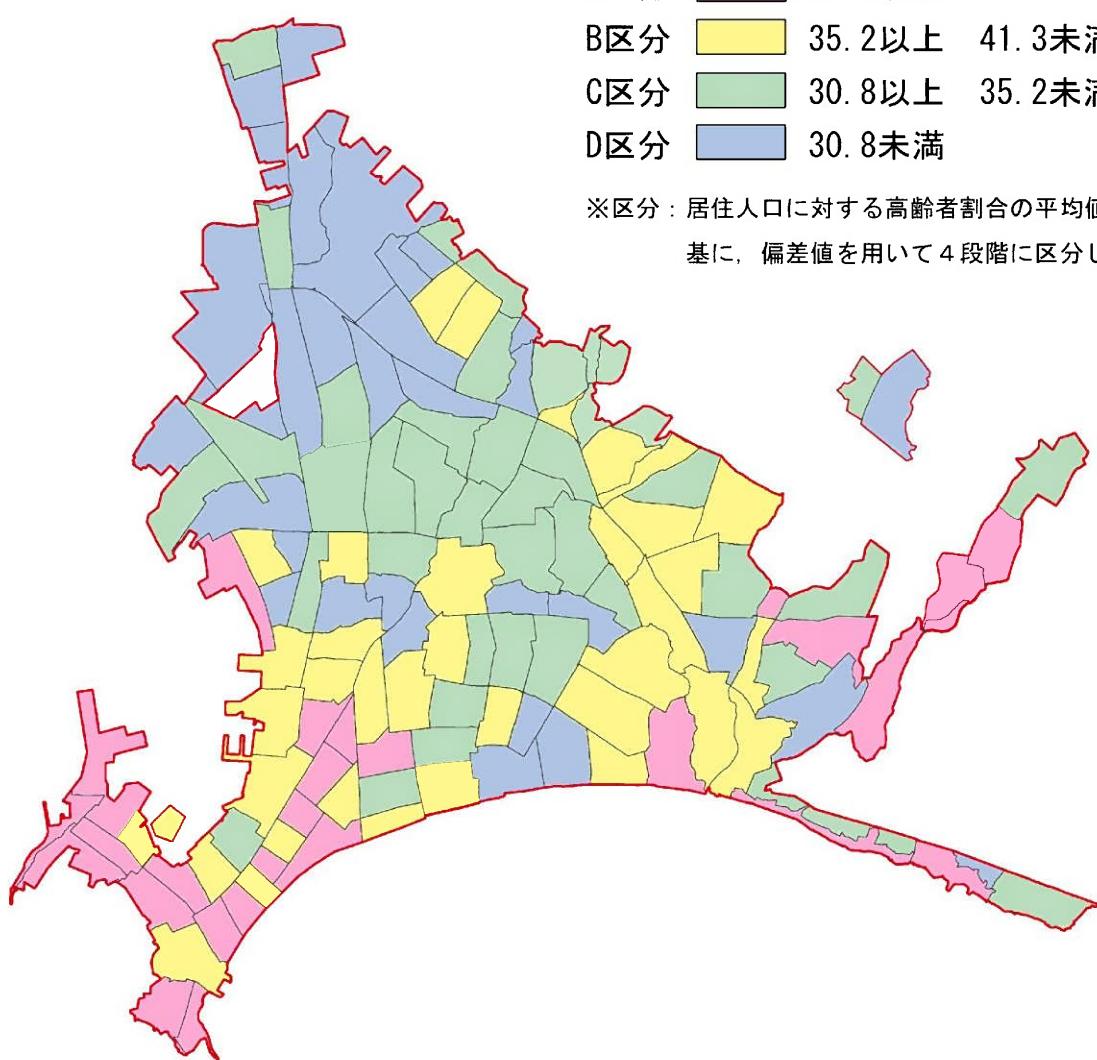
また、全ての人々が安全かつ快適に都市の緑を享受できるよう、今後も公園の段差解消などのバリアフリー化や、利用状況に合わせた施設の設置を検討していく必要があります。

■住民基本台帳人口（2017(平成29)年11月）からみた高齢者割合

居住人口に対する高齢者割合（単位：%）

A区分	41.3以上
B区分	35.2以上 41.3未満
C区分	30.8以上 35.2未満
D区分	30.8未満

※区分：居住人口に対する高齢者割合の平均値35.2%を基に、偏差値を用いて4段階に区分した。



(3) 緑を基盤とした安全性の高い都市空間の形成に向けた現状と課題

・防災面を考慮した緑の適正配置

市街地に配置された広路や函館山山麓に存する数多くの坂道は、数次におよぶ大火の経験から、防災面を考慮して系統的に設けられたもので、防火帯として有効に機能していることから、今後ともこの保全に努めていく必要があるほか、延焼防止帯となる施設や避難地・避難所の周辺においては、その機能をさらに高めるため、樹木の防火性に着目した植栽などを検討していく必要があります。

また、公園など緑のオープンスペースについては、阪神・淡路大震災の例をみると、災害時においては、救助活動や復旧作業の拠点、仮設住宅の設置場所など、被災状況に応じた柔軟な対応が可能となることから、市民の安全確保と、都市防災機能の充実という面からも適正な配置を検討していく必要があります。



八幡坂（元町）

(4) 緑と都市が調和した景観の形成に向けた現状と課題

・広路や坂道の景観の向上

広路や坂道に植栽されている街路樹は、市民にとって最も身近な緑であり、美しい都市景観の基本的構成要素として、重要な役割を果たしています。

また、函館山山麓の広路等は当該地区の異国情緒あふれる町並みと道路景観とが相まって、函館独自の歴史性あふれる優れたオープンスペースとなっています。

このため、今後は、街路樹の適正な保全を図り、函館の原風景であるこれら都市景観の魅力を維持するうえからも、良好なオープンスペースを保全していく必要があります。



基坂（弥生町）

(5) 都市の魅力と品格の継承に向けた現状と課題

・緑の文化遺産の魅力向上

本市には、五稜郭公園や函館公園など、幕末・明治期における歴史的な事象と深い関わりを有する大規模なオープンスペースが分布しており、なかでも函館山は、明治期から半世紀もの間、要塞地帯として立ち入りが禁止されていたことから、今日では貴重な自然の宝庫となっています。

また、市民の森とトラピスチヌ修道院の周辺部では、近接する樹林地と一体となった良好な景観が形成されています。いずれも市街地内における重要な緑地となっており、まさしく先人から伝承された函館独自の「緑の文化遺産」であるといえます。

一方、トラピスチヌ修道院に代表されるように、これらの「緑の文化遺産」は、周辺部における良好な緑を保全していくことで、さらに魅力が高まるところから、今後は、単体レベルでの緑化のみならず、周辺部の緑にも着目した緑化の保全策を検討していく必要があります。

・緑による都市の顔づくり

本市では、北海道新幹線が開業したことにより、これまで以上に国内外からの観光客などが増加傾向にあります。そのため、交流人口の拡大に対応したまちづくりを進めるため、『「ガーデンシティ函館」の実現をめざして』を策定し、歴史と景観に配慮した花と緑にあふれる美しいまちづくりや、既存の観光資源の磨き上げと新たな観光資源の創出などを図ることとしています。

この構想では、グリーンプラザや函館山の遊歩道、熱帯植物園の整備などを位置づけており、緑による良好な都市空間づくりが期待される一方で、今後は、これらの事業展開と一体となった緑による総合的な「都市の顔」づくりを検討していく必要があります。



旧函館要塞跡（千畠敷戦闘司令所）



函館駅前広場

(6) 緑の保全・創出と住民参加の実現に向けた現状と課題

・緑化活動の拡大と支援強化

本市における団体等の緑化活動については、町会や奉仕団体、まちづくり団体等において、花壇の整備や除草、樹木の植栽など様々な取り組みが展開されているほか、ボランティアサポートプログラムとして市街地内の主要路線沿道部で展開している「沿道花いっぱい運動」には、50団体（2016(平成28)年度）が、植樹ますへの花の植栽等に参加しています。まちづくりを自らの手で実現させようという、これら住民主体の緑化活動は、今日では都市緑化を推進していくうえでの大きな力となっています。

一方、これらの取り組みの主体となる町会関係者の高齢化が進んでおり、活動に支障を来す状況となっていることから、今後は、地域の多様な団体が緑化活動に自発的に取り組めるような環境づくりを検討していく必要があります。



沿道花いっぱい運動

・公民パートナーシップのシステムづくり

公共の緑に関する管理にあたっては、大規模公園や街路樹は行政が、地域住民が利用する街区公園などは、主に町会委託（2016(平成28)年度実績 57町会296箇所）により実施していますが、対象となる施設の増加にあわせ、管理に要する費用は年々増加する傾向にあります。また、町会委託においては、関係者の高齢化などにより、管理に支障を来す状況となっています。

今後も、市民による緑の管理を展開するためには、緑の管理に関わるボランティアを取り込むなど、市民と事業者、行政が一体となった公民パートナーシップのシステムづくりを検討していく必要があります。

・緑化思想の啓発

市民共有の財産である都市の緑について、より一層の保全を図り、さらなる創出を図るうえでは、行政による取り組みのみならず、市民・事業者の自発的な取り組みが必要です。そのため、緑づくりに関する積極的なPRや意識の啓発、イベントなどの充実に努めることが重要となります。



学校花壇

特に、緑化活動の裾野を拡大するためには、幼少期からの取り組みが重要な役割を果たすと考えることから、小中学校における花壇整備など緑化に関する取り組みが優れた学校を表彰するなど、緑を愛し、地域を愛する心を醸成していく必要があります。

